

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和1年11月7日(2019.11.7)

【公開番号】特開2017-153364(P2017-153364A)

【公開日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2017-033

【出願番号】特願2017-95667(P2017-95667)

【国際特許分類】

H 02 G	3/22	(2006.01)
H 02 G	1/06	(2006.01)
F 16 L	5/04	(2006.01)
F 16 L	5/02	(2006.01)
E 04 B	1/94	(2006.01)
A 62 C	3/16	(2006.01)

【F I】

H 02 G	3/22	
H 02 G	1/06	
F 16 L	5/04	
F 16 L	5/02	D
F 16 L	5/02	N
E 04 B	1/94	F
A 62 C	3/16	B

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月25日(2019.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

建築物の区画体に形成された貫通孔に挿入される筒状のスリーブ部材と、

柔軟性を有する閉塞部材と、を備え、

前記閉塞部材が前記スリーブ部材に対して周方向に沿って重ねて配置されているとともに、前記スリーブ部材の軸方向の一端にて前記スリーブ部材と前記閉塞部材とが一体化されており、

前記閉塞部材の周方向の長さが前記スリーブ部材の周方向の長さよりも長く、前記閉塞部材の周方向の両端部が互いに重複可能となっている貫通孔措置ユニット。

【請求項2】

前記スリーブ部材が、軸方向における前記閉塞部材と一体化されている方の一体化端部の外面に、当該一体化端部の端縁側に向かうに従って次第に縮径するテーカー面を有する請求項1に記載の貫通孔措置ユニット。

【請求項3】

前記閉塞部材の軸方向の長さが前記スリーブ部材の軸方向の長さよりも長く、前記閉塞部材における前記スリーブ部材と一体化されていない方の開放側端部が、前記スリーブ部材における前記閉塞部材と一体化されていない方の開放側端部から突出している請求項1又は2に記載の貫通孔措置ユニット。

【請求項4】

前記スリープ部材に対して当該スリープ部材の前記開放側端部側から内挿されるガイド部材をさらに備え、

前記閉塞部材の前記開放側端部にて前記ガイド部材と前記閉塞部材とが一体化されている請求項3に記載の貫通孔措置ユニット。

【請求項5】

前記閉塞部材が、柔軟性を有する袋体と当該袋体の内部に封入されたペースト状の充填材とを含むパック部材である請求項1から4のいずれか一項に記載の貫通孔措置ユニット。

【請求項6】

前記閉塞部材が、可撓性を有するシート状部材である請求項1から4のいずれか一項に記載の貫通孔措置ユニット。

【請求項7】

前記シート状部材における前記スリープ部材と一体化されていない方の開放側端部に、軸方向に沿うスリットが設けられている請求項6に記載の貫通孔措置ユニット。

【請求項8】

前記スリットが、前記開放側端部に向かうに従って周方向幅が次第に広くなるV字状に形成されている請求項7に記載の貫通孔措置ユニット。